

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

事業評価資料作成業務 特記仕様書

(適用)

第1条 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(目的)

第2条 本業務は、以下の文献に基づき、事業再評価資料を作成することを目的とする。

- ・費用便益分析マニュアル（令和7年2月 国土交通省 道路局 都市局）（以下「マニュアル」という。）
- ・公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）（令和6年9月 国土交通省）
- ・その他、参考となる文献、過去例等

(資料収集整理、現地調査)

第3条 本業務の実施にあたり、必要となる資料を収集、現地調査し、整理するものとする。

(将来交通需要予測)

第4条 将来交通需要予測については、最新の道路交通センサスに基づく将来OD（県が別途提供予定）をベースとして行うものとし、実施にあたっては、発注者との協議により決定するものとする。

- 2 本作業には、簡易なOD分割とリンク条件設定を含むものとする。
- 3 OD分割とリンク条件設定にあたっては、国土交通省及び西日本高速道路株式会社等の県以外の事業主体分を考慮するものとする。
- 4 各作業の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 将来交通量配分
 - ①フルネット1ケース
対象事業を含む事業中の全路線・区間が全て完成したと想定したネットワークでの交通量配分を行う。
 - ②整備無し1ケース
フルネットから評価事業箇所を除いた道路ネットワークでの交通量配分を行う。
 - ③暫定ケース
評価事業箇所において、暫定供用を含めて検討する。
 - (2) ネットワーク検討・ゾーン分割
発注者から提供する交通量推計モデルで対象事業の計画交通量に見直しが必要と判断された場合は、ネットワーク検討・ゾーン分割するなどして、モデルを補完すること。
 - (3) 現況再現性照査
現況ODと現況ネットワークを用いた現況再現を実施することで、将来モデルの妥当性を照査する。

(費用便益分析)

第5条 費用便益分析は、「全事業」及び「残事業」の2ケースを実施するものとする。

- 2 各作業の内容については、以下のとおりとする。
 - (1) 条件設定
マニュアルに基づき、費用便益分析を行うにあたっての前提条件の設定を行う。
 - (2) 費用便益計測
 - (1)を基に、費用・便益の計測を行う。
 - (3) 感度分析
マニュアルを参考に、事業期間、交通量、事業費に関する感度分析を行う。
 - (4) とりまとめ
①～③のとりまとめを行い、必要に応じて、外部効果等の便益の計測を行う。

(事業評価資料作成)

第6条 本仕様書第4条「将来交通需要予測」及び第5条「費用便益分析」において実施した作業を、資料作成用に反映する。

2 各作業の内容については、以下のとおりとする。

(1) 事業概要の把握

事業評価に際する評価様式等を作成する。

(2) 客観的評価指標

評価事業箇所の整備に伴い発生する整備効果を検討する。

(3) 事業の必要性等

評価事業箇所の整備の必要性を整理する。

その際、路線全体の資料を整理し、整備の必要性を整理する基礎資料を作成すること。